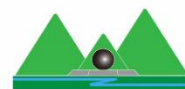


# 加古川市日光山墓園 合葬式墓地



## 使用者募集案内



加古川市  
日光山墓園



### 【申込期間】

随時募集しております

### 【お問い合わせ先】

加古川市役所 公園緑地課

電話079-427-9902

加古川市ホームページ



## 1 合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、建物全体をひとつの大きなお墓と考え、複数の焼骨を共同で埋蔵する形式のお墓です。地下式建物の中に焼骨を埋蔵します。

屋外のスペースでご自由にお参りすることができます。

## 2 場 所

| 施設名（墓地名）       | 所在地                      |
|----------------|--------------------------|
| 加古川市日光山墓園合葬式墓地 | 加古川市上荘町井ノ口 24-16（日光山墓園内） |

## 3 埋蔵方法

次のいずれかになります。

| 埋蔵方法 | 内 容   | 焼骨の返還       |
|------|---|-------------|
| 直接合葬 | 個別安置はせずに他の焼骨とともに合葬室へ埋蔵します。  | 不可          |
| 個別安置 | 焼骨を個別にロッカーで安置します（注1）。使用期間は 20 年間（注2）で、期間終了後に安置していた焼骨を合葬室に埋蔵します。<br>使用期間の延長を希望される場合、1 回に限り 10 年間延長することができます。（最長 30 年間） | 可 能<br>（注3） |

（注1）ロッカーに納める骨壺の大きさは、縦 22 cm×横 22 cm×高さ 26 cm以下に限りです。

（注2）使用許可を受けた日からの年数であり、埋蔵した日からの年数ではありません。

（注3）合葬室に埋蔵した後の焼骨は返還できません。

## 4 申込資格・必要書類

| 申込区分                                      | 申込資格   | 必要書類  |
|---|--|---|
| ◎焼骨所持<br>（埋蔵する方の焼骨を所持している場合）<br>（注1）、（注4） | 埋蔵しようとする焼骨の祭祀の主宰者であり、かつ、埋蔵しようとする焼骨との関係が、配偶者、6 親等以内の血族、3 親等以内の姻族であること。<br><br>※ この親族範囲以外の方の焼骨であっても申し込める場合があります。 | ①合葬式墓地使用許可申請書<br>②申込者の住民票謄本（注2）<br>③埋蔵しようとする焼骨の死体火葬許可証<br>④申込者と埋蔵しようとする焼骨との続柄が確認できる戸籍謄本<br>⑤親族図、誓約書 |
| ◎改葬<br>（別の墓地等から焼骨を移す場合）<br>（注3）、（注4）      | 埋蔵しようとする焼骨の祭祀の主宰者であり、かつ、埋蔵しようとする焼骨の改葬許可証を持っていること。  | ①合葬式墓地使用許可申請書<br>②申込者の住民票謄本（注2）<br>③埋蔵しようとする焼骨の改葬許可証<br>④申込者と埋蔵しようとする焼骨との続柄が確認できる戸籍謄本<br>⑤親族図、誓約書   |
| ◎生前予約<br>（将来に備え自己の焼骨を埋蔵する場合）<br>（注5）、（注6） | 自己の使用を目的とすること。   | ①合葬式墓地使用許可申請書<br>②申込者の氏名及び現住所が確認できる住民票謄本（注2）<br>③親族図、誓約書  |

（注1）他の墓地等に埋蔵されているお骨の分骨は埋蔵できません。

（注2）住民票謄本（戸籍の表示があり世帯全員記載のもので、マイナンバーの記載は不要）

（注3）申込区分が「改葬」の場合は、改葬特例（次項）の適用を受けることができます。

（注4）埋蔵できるお骨は火葬の焼骨になります。土葬のお骨は埋蔵できません。

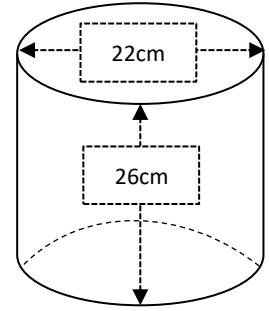
（注5）申込者は本人に限ります。

（注6）日光山墓園の一般墓地の使用許可を受けている方は自身の生前予約はできません。

### 【改葬特例について】

改葬申込の場合に限り、埋蔵しようとする焼骨が複数体であっても規定の大きさ（縦 22 cm×横 22 cm×高さ 26 cm）以下の容器 1 つにすべての焼骨が収まる場合は、1 体分の料金で利用できます。

改葬特例を利用する場合は、必ず申し込みの前に焼骨の全量がこの大きさ以下の容器 1 つに入ることをご確認ください。



## 5 申込方法

申請書に必要書類を添えて、加古川市役所公園緑地課へ持参または郵送してください。

窓口受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（FAX やメールでの申し込みはできません）

※申請書等の様式は加古川市ホームページからダウンロードできます。

※申込みされる前に現地見学をお勧めします。

※現地事務所では申込みの受付はしておりませんので、ご注意ください。

## 6 使用料

| 区 分               |      | 金 額（消費税込） |
|-------------------|------|-----------|
| 合葬式墓地使用料(注 1)     | 直接合葬 | 82,500円   |
|                   | 個別安置 | 165,000円  |
| 個別安置期間の延長使用料(注 2) |      | 55,000円   |
| 記名板使用料（希望制）(注 3)  |      | 33,000円   |

（注 1）使用料は焼骨 1 体あたりの料金です。ただし、改葬特例が適用できる場合は、焼骨が複数体でも 1 体分の料金で使用できます。（上記「改葬特例について」）

（注 2）延長できるのは 1 回のみで、期間は 10 年間です（最長 30 年間）。

（注 3）希望される場合、御影石のプレート（縦 46 mm×横 105 mm）に埋蔵者の生前の氏名を楷書体で刻字して所定の位置に設置します（生前予約の場合も同様に設置します）。また、改葬特例を適用した場合であっても記名板使用料は埋蔵者ごとに必要です。

※ 個別安置室のロッカー番号及び位置、記名板の位置を指定することはできません。

### ◎ 使用料の納付について

申請後に合葬式墓地使用料納入通知書（納付書）を申請者宛てに郵送しますので、市が指定する金融機関で一括納付してください。（分割納付はできません）

【納付できる場所】（営業日、営業時間を事前にご確認ください）

**全 国** （銀行）三井住友、みなど、但馬、山陰合同、中国、百十四  
（信用金庫）但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫  
（信用組合）近畿産業  
（農協）兵庫南、加古川市南  
（労働金庫）近畿

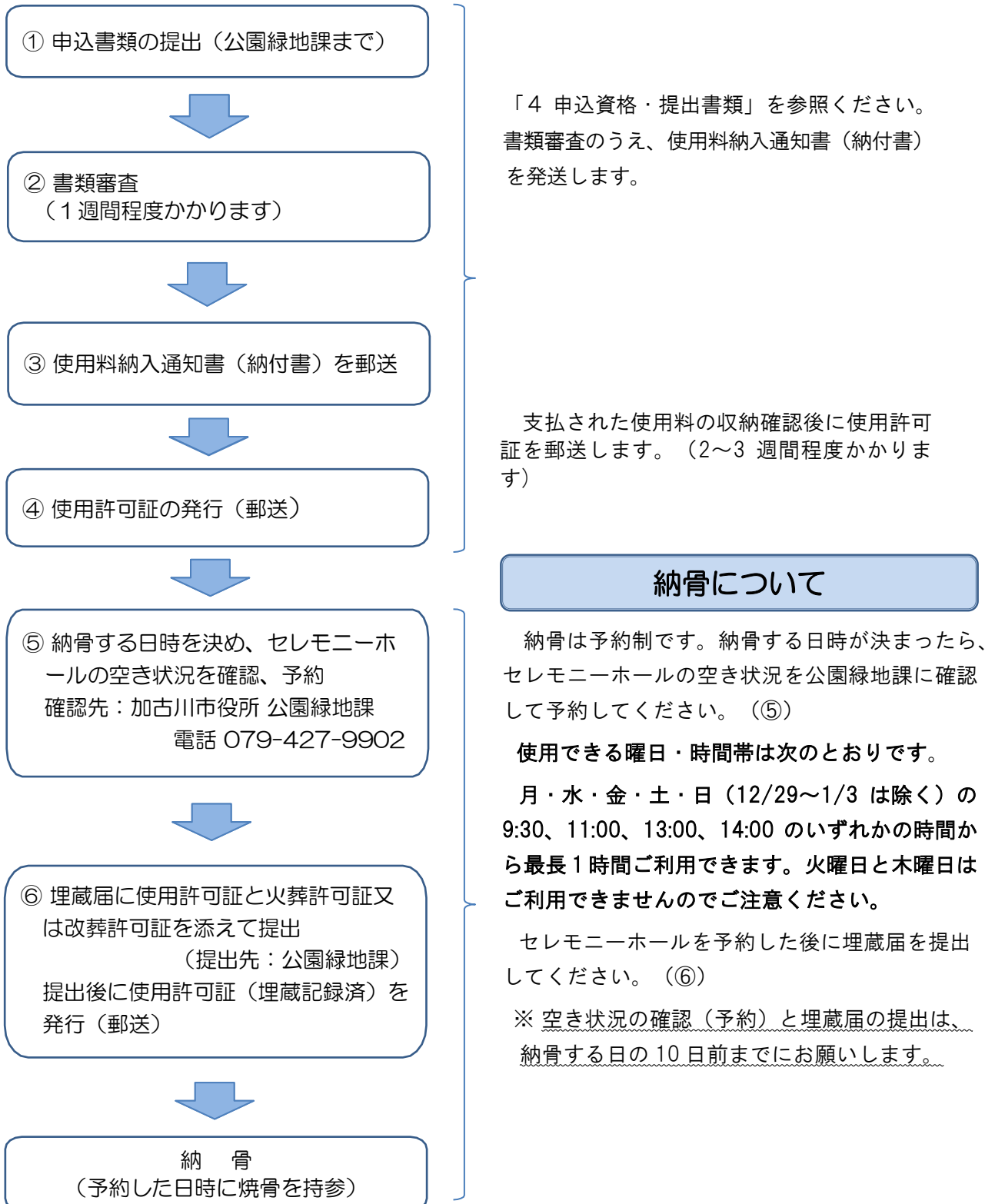
**加古川市内のみ** （信用組合）大阪協栄、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり

**その他** 兵庫県信用組合稲美支店  
市役所本庁、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

## ~~~~~ 申し込みから納骨するまでの流れ ~~~~~

申し込みの前に施設の見学をされることをお勧めします。希望される場合は現地管理事務所までご連絡ください。

◆ 日光山墓園管理事務所：電話 079-428-0778 開所時間：午前 9 時から午後 3 時まで(毎週火曜日及び木曜日は休みですのでご注意ください)



## 7 施設について

### ●参拝スペース（屋外）

合葬式墓地に埋蔵されている方をお参りする場所です。献花台を備えており、いつでもお参りすることができます。



### ●セレモニーホール

合葬式墓地に埋蔵する焼骨をご持参していただく場所で、納骨するときに限り、無料でご使用できます。（予約が必要）



### ●個別安置室

骨壺に納められた焼骨を個別にロッカーで安置します。個別安置室内には納骨時のみ入室することができます。



### ●記名板

故人の生前の氏名を刻んだ御影石のプレート（縦46mm×横105mm）を設置することができます（有料、希望制）。

イメージ



## 8 使用上の注意事項

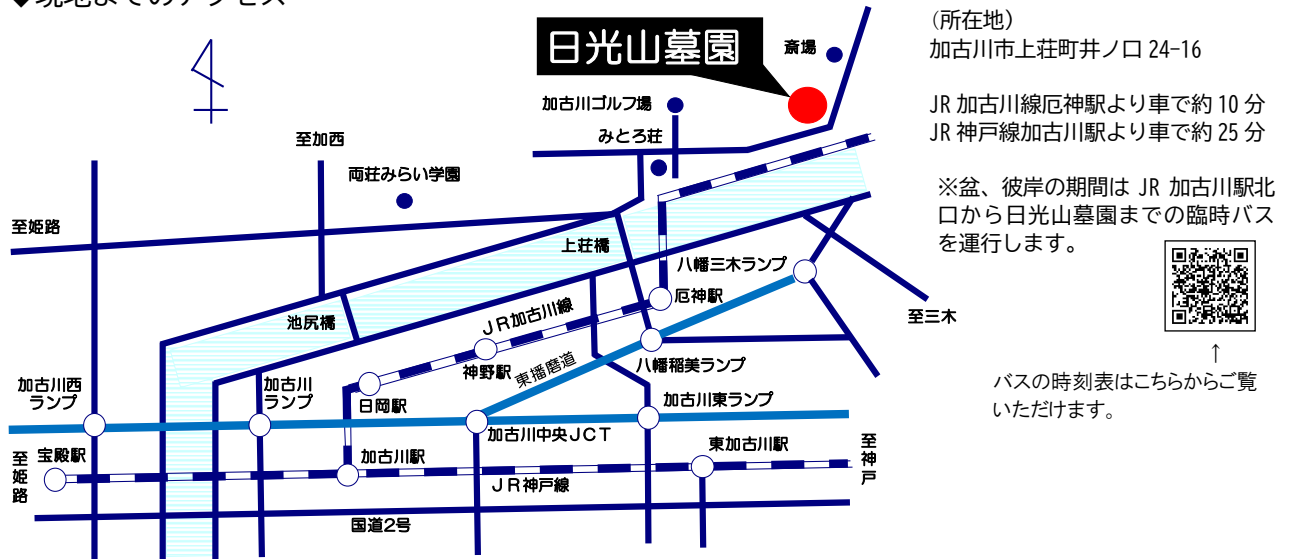
### 【埋蔵等について】

- ・ 使用許可証に記載された埋蔵者以外の焼骨を埋蔵することはできません。
- ・ 他の墓地等に埋蔵されている焼骨の分骨は埋蔵できません。
- ・ 個別安置室のロッカーには焼骨を収めた容器以外のものを入れることはできません。
- ・ 個別安置室に安置されている場合を除き、焼骨を返還することはできません。
- ・ セレモニーホール及び個別安置室へは納骨時以外は立ち入ることはできません。また、合葬室への立ち入りは一切できません。

### 【その他】

- ・ 宗教や宗派を問わずお申し込みできます。
- ・ 施設管理者において、合同慰霊祭などの祭事は行いません。
- ・ 個別安置している焼骨の返還を受けた場合は、合葬式墓地の使用権は消滅します。
- ・ 焼骨所持又は改葬での申し込みの場合は使用許可を受けた日から、生前予約での申し込みの場合は申請者が死亡した日からそれぞれ5年以内に焼骨の埋蔵がない場合は、特別の事情があると認められる場合を除き、使用権は消滅します。
- ・ 一度納付された合葬式墓地使用料は返還できません。ただし、使用許可を受けた日から5年以内に焼骨の返還届、または合葬式墓地使用中止届を提出した場合に限り、既納の使用料の半額を還付することができます。
- ・ 一度納付された記名板使用料は返還できません。

### ◆現地までのアクセス



### 【お問い合わせ先】

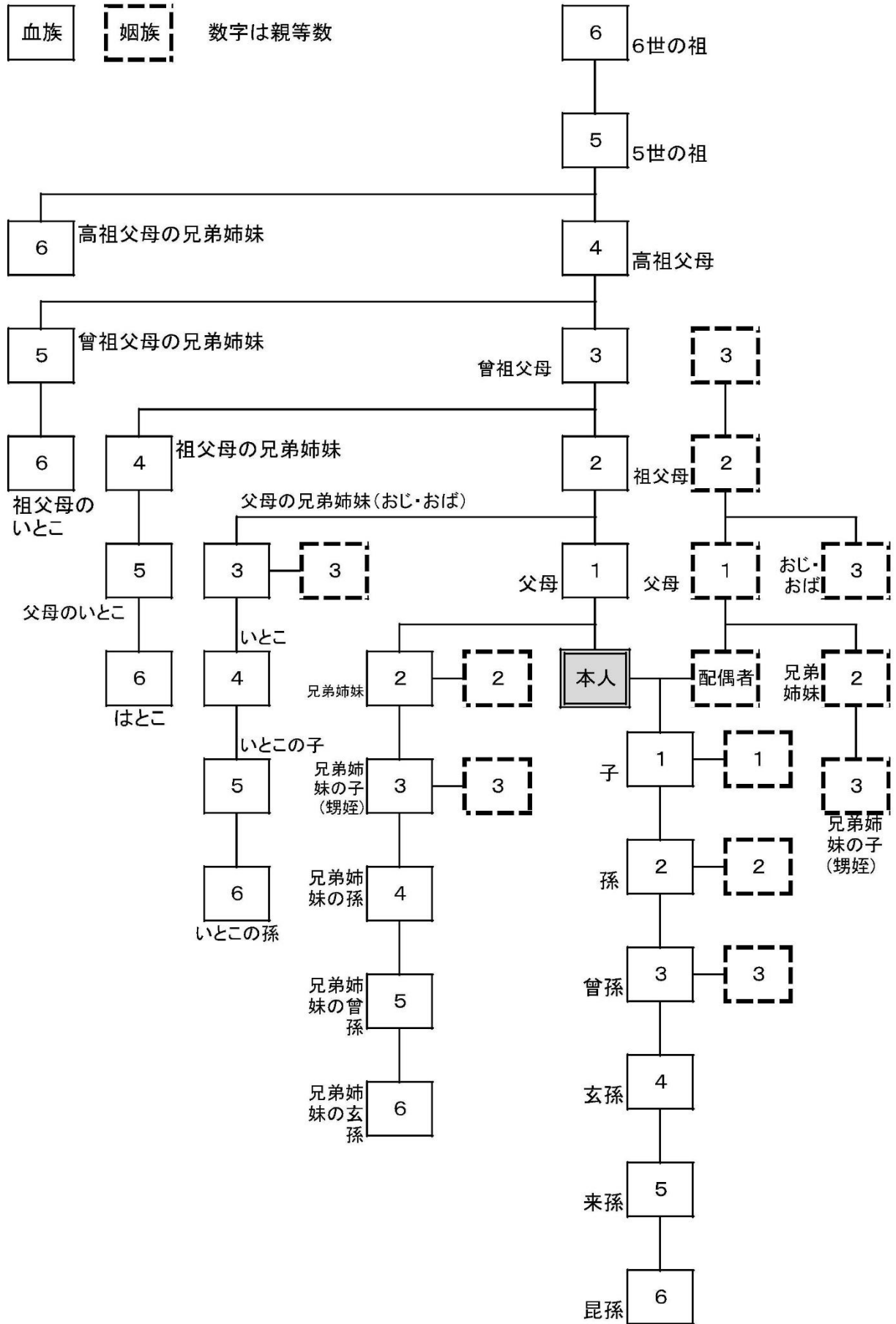
〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地

加古川市役所 公園緑地課

電話 079-427-9902

【参考】



※数字は、本人（申請者）から見た親等数を表します。